



愛媛賃審発第 2553 号
令和 7 年 10 月 20 日

愛媛労働局長
常盤 剛史 殿

愛媛地方最低賃金審議会
会長 森本 明宏

**愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信
機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）**

当審議会は、令和 7 年 7 月 29 日付け愛媛労発基 0729 第 1 号をもって貴職から
諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結
論に達したので答申する。

別紙

愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

愛媛県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業及びこれら産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（１）１８歳未満又は６５歳以上の者

（２）雇入れ後６月未満の者であつて、技能習得中のもの

（３）次の業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手作業による検数、選別、包装、袋詰め、箱詰め又は洗浄の業務

ハ 手作業により又は手工具若しくは小型手持電動工具を用いて行う磨き、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、曲げ又はバリ取りの業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。）

4 前号の労働者に係る最低賃金額

１時間１，１０７円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和７年１２月２５日指定